

## 商店街等振興計画推進事業費補助金交付要綱の改正点

### 1 補助目的の文言を見直し（第2条）

「産業クラスター」及び「観光クラスター」という文言について、現在では使用されていない状況を鑑み、「地域資源など」に文言の見直しを行った。

### 2 注釈及び関連する補助対象経費の文言削除（別表）

チャレンジショップ事業の補助対象経費のうち、「備品購入費」及び「注釈（注3）」については新型コロナウイルスの感染拡大に伴い令和3年度の要綱改正時に追加したものである。

令和5年5月に新型コロナウイルスが感染症法上の5類に位置付けられたことから、「備品購入費」及び「注釈（注3）」については文言を削除することとした。